

吉野川水系河川整備計画点検 (学識者からの意見聴取)

平成31年2月8日
国土交通省 四国地方整備局

河川整備計画の点検及び変更の位置付け

- ◆ 河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行うものである。

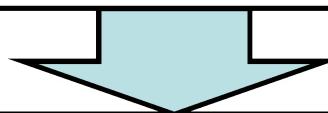
吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－ P.100

3.河川整備計画の目標に関する事項

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね20年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。



見直しの必要性も含め、定期的に進捗を確認するため、河川整備計画の点検を実施。



四国地方整備局として必要に応じて河川整備計画の変更を実施。

河川整備計画点検の手法

《点検の内容》

- ◆ 河川整備の進捗、計画を変更しうる新たな視点を有するかを適宜検討し、点検を実施する。

【点検の内容】

- 1) 流域の社会情勢の変化(土地利用や人口・資産等の変化、近年の災害発生の状況等)
- 2) 地域の意向(地域の要望事項等)
- 3) 事業の進捗状況(事業完了箇所、事業中箇所の進捗率等)
- 4) 事業の進捗の見通し(当面の段階的な整備の予定等)
- 5) 河川整備に関する新たな視点(地震津波対策、大規模洪水対策等)等

《点検の客観性確保》

- ◆ 点検内容に対して第三者の意見を求める場を設ける。
- ◆ 河川に精通している学識経験を有する者から構成される「吉野川学識者会議」を設置し、意見を聴く。

《変更の必要性の判断》

- ◆ 河川整備計画の点検時における学識者会議の意見を参考に四国地方整備局が変更の必要性を判断する。

(参考:前回変更の事例)吉野川水系河川整備計画点検及び変更の流れ

